

売掛債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

千葉県知事(かい長) 様

(甲) 請負者 住 所  
( 譲渡人 ) 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 実印

(乙) 住 所  
( 譲受人 ) 氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

(丙) 住 所  
( 譲受人 ) 氏 名 千葉県信用保証協会  
上記代理人 乙の名称及び代表者の氏名 印

請負者(甲)が発注者(千葉県)に対して有する契約書(平成 年 月 日付けの建設工事請負契約書)に基づく下記の工事請負代金債権について、債権担保を目的として、これを株式会社 銀行(乙)及び千葉県信用保証協会(丙)に譲渡することにつき、工事請負契約約款第5条第1項ただし書きに規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

なお、工事請負契約約款第45条に規定するかし担保責任は、申請者(甲)に留保されることを申し添えます。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、譲渡人(甲)及び譲受人(乙及び丙)は、工事請負契約約款第35条に規定する中間前金払は、貴県による債権譲渡承諾以降は請求しません。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、譲渡人(甲)及び譲受人(乙及び丙)は、工事請負契約約款第38条に規定する部分払は、貴県による債権譲渡承諾以降は請求しません。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日
- 4 (1) 請 負 代 金 額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。  
- (2) 前 払 金 額 金 円  
- (3) 中 間 前 払 金 額 金 円  
- (4) 既 部 分 払 額 金 円  
-----  
(5) 債 権 譲 渡 額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

# 売掛債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

(丙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第45条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書第35条に規定する中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。

(工事請負契約締結時に部分払を選択した場合)

また、甲及び乙は工事請負契約書第38条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

## 記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合は、売掛債権譲渡承諾依頼書4(1)及び(5)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

千葉県知事(かい長)

印

確定日付印欄

確定日付印欄には、確定日及び承諾番号を記入すること。  
なお、確定日は承諾日と同日とすること。